

# 復興整備計画

（第11回変更）

釜石市・岩手県

平成27年2月23日

## 1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

釜石市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

## 2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

### (1) 都市構造の方針

- ・ 生命優先の減災のまちづくりと現位置復興を基本に、ハード整備（地盤の嵩上げ等）とソフト対策（地震発生時は高台避難の大原則・自助、共助の避難体制等）を組み合わせた津波災害に強い都市構造を目指す。
- ・ 既存のコミュニティを中心に、漁業集落の再編、東部地区（中心市街地）、片岸地区（低平地市街地）及び鶴住居地区（低平地市街地）の集約を進め、少子高齢化社会の到来に備える。
- ・ 自然の大きな力に対し畏敬の念を持ちながら、自然と共に歩みを続け、当市の素晴らしい自然環境を次世代に継承することを目指す。

### (2) 津波への対応

- ・ L1 津波（概ね数十年から数百年程度で起こりうる頻度の高い津波。釜石では、昭和三陸津波や明治三陸津波クラスを指す。）に対しては防浪施設（防波堤・防潮堤・防潮林等）の整備により生命財産の保全を図り、L2 津波（頻度の高い津波をはるかに上回り、防波堤や防潮堤といった構造物による対策の適用限界を超える津波。釜石では東日本大震災クラスを指す。）に対しては避難を前提とした生命の保全を図る避難施設、避難場所、避難路の整備を行うこととし、以下の2つの考え方により土地利用を図る。
  - ① 高台移転や多重防御により、浸水しない区域において新たなまちづくりを行う地域
  - ② 建築規制などを取り入れることで、ある一定の浸水を許容しつつ、土地利用（公園・農地等を含む）を行う地域

### (3) 産業復興の取組み

- ・ 栗橋地区、甲子地区などの内陸部の農業集落と沿岸部の漁業集落を結びつけたグリーン・ツーリズムに取組み、産業復興を図ります。
- ・ 地域資源を生かした特産品開発やブランド化、水産業・農業の6次産業化などのソフト対策により高付加価値化を図りつつ、沿道型販売所の整備、農業用施設整備に対する支援等のハード対策も実施し、地域産業の復興を図る。

## 3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

### (1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

安全確保と生活再建の観点から、頻度の高い津波への整備目標高さに対し、最大クラスの津波シミュレーションを行い再現された結果に基づいた土地利用を図ります。

- ・ 中心市街地  
L1津波に対応した防浪施設により市街地を防御し、L2津波による一定程度の浸水を許容するまちづくりを行う。主として住宅地、商業業務地として利用する。
- ・ 低平地市街地  
L1津波に対応した防浪施設により市街地を防御し、L2津波が浸水しない箇所へ都市機能を集約再配置し、主として防災機能の拠点となる公共施設用地、住宅地、商業業務地として利用する。L2津波が浸水する箇所は、主として公園や工業用地として利用する。
- ・ 漁業集落およびその他の集落

L1津波に対応した防浪施設により市街地を防御し、L2津波が浸水しない箇所へ住宅地を移転する。L2津波が浸水する箇所は、主に水産関連施設用地や農地として利用する。

- 地震による地盤の沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されているが、農用地、保安林等を極力回避して事業用地を選定する。

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

① 大槌湾・両石湾沿岸

- 片岸地区、鶴住居地区は、L1津波に対応した防浪施設により市街地を防御し、L2津波が浸水しないJR山田線より西側の区域を主に住宅地として土地利用を図る。JR山田線より東側については、業務用地、公園、農地（土地区画整理事業区域内に整備する市民農園）などの非居住用途とする。また、土地区画整理事業の実施にあわせ、必要な上下水道を整備する。
- 根浜地区は、砂浜などの地域資源を活用した観光レクリエーションエリアとして整備するため、観光施設用地として土地利用するほか、L2津波が浸水しない高台は住宅地として土地利用する。
- その他の半島部の集落は、L2津波が浸水しない高台を住宅地とし、防潮堤背後～高台の間のL2津波が浸水する区域は、漁業関連施設、産業施設など非居住の業務系用途とする。
- 発災時の箱崎半島の集落の孤立解消を図るため箱崎半島内陸部（鶴住居～根浜間）にアクセス道路を整備する。室浜地区、箱崎白浜地区、桑ノ浜地区、両石地区においては、移転元と住宅団地間の接続道路と避難路を兼ねる道路を整備する。

② 釜石湾沿岸

- 釜石東部地区は、釜石市の復興を先導する拠点であり、主として商業用地、業務用地、住宅用地として土地利用する。浸水深が大きい区域は産業施設エリアとして水産加工業等の工業用地や公園として土地利用する。公共公益施設や津波防災拠点施設等を集約させた市街地を整備する。
- 嬉石松原地区、平田地区、尾崎白浜地区は、住宅地として利用する他、居住に適さない区域は水産漁業関係施設用の産業用地や商業地、公園として土地利用する。
- 釜石東部地区、嬉石松原地区、平田地区においては、L2津波が浸水する区域であっても、想定浸水深が2mを下回る土地の区域については住居系も含む土地利用を図り、想定浸水深が2mを超える土地の区域については住宅建設を制限する規制を導入して非居住の土地利用を誘導する。
- 尾崎白浜地区においては、移転元と住宅団地間の接続道路と避難路を兼ねる道路を整備する。

③ 唐丹湾沿岸

- L2津波が浸水しない高台を住宅地とし、防潮堤背後～高台の間のL2津波が浸水する区域は、漁業関連施設、農地、産業施設など非居住の業務系用途とする。
- 荒川地区の一部において土地改良事業を実施するほか、唐丹片岸地区において農地の災害復旧事業を行い、本郷地区において農地の災害復旧事業の実施を検討する。佐須地区においては、移転跡地の農地利用を検討する。
- 佐須地区、花露辺地区、本郷地区、大石地区においては、移転元と住宅団地間の接続道路と避難路を兼ねる道路を整備する。

(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	片岸1地区	事業の名称：片岸地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり

		実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
	鶴住居 1 地区	事業の名称：鶴住居地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
	東部 1 地区	事業の名称：東部地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
	嬉石松原 1 地区	事業の名称：嬉石松原地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
	平田 1 地区	事業の名称：平田地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
(2) 土地改良事業	荒川 2 地区	事業の名称：農用地災害復旧関連区画整理事業（復興基盤総合整備事業） 事業主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：土地改良事業（区画整理）
(3) 復興一体事業		
(4) 集団移転促進事業	室浜 1 地区	事業の名称：室浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
	根浜 1 地区	事業の名称：根浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度

箱崎 1 地区	事業の名称：箱崎地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
箱崎白浜 1 地区	事業の名称：箱崎白浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
桑ノ浜 1 地区	事業の名称：桑ノ浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
両石 1 地区	事業の名称：両石地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
尾崎白浜 1 地区	事業の名称：尾崎白浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
花露辺 1 地区	事業の名称：花露辺地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
本郷 1 地区	事業の名称：本郷地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
小白浜 1 地区	事業の名称：唐丹地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
荒川 1 地区	事業の名称：荒川地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度

(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業	片岸2地区	事業の名称：片岸地区都市公園事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：都市公園事業
	鵜住居2地区	事業の名称：鵜住居地区津波復興拠点整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：鵜住居地区（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～28年度 種類：津波復興拠点整備事業
	鵜住居3地区	事業の名称：地域屋外スポーツセンター整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：復興拠点整備事業
	鵜住居4地区	事業の名称：鵜住居2号線道路事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：道路事業
	箱崎白浜2地区	事業の名称：箱崎白浜地区道路事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：道路事業
	両石2地区	事業の名称：両石地区道路事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度 種類：道路事業
	水海1地区	事業の名称：水海地区都市公園事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：都市公園事業

東部2 地区	事業の名称：釜石東部津波復興拠点整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：東部地区（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～28年度 種類：津波復興拠点整備事業
東部5 地区	事業の名称：東部地区都市公園事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：都市公園事業
小白浜2 地区	事業の名称：唐丹地区新校舎（体育館）建設事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：公立学校施設整備事業
小白浜2 地区	事業の名称：唐丹地区公民館施設整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：釜石市唐丹地区唐丹小・中学校（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～26年度 種類：公立学校施設整備事業
片岸5 地区	事業の名称：片岸地区上水道整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：上水道整備事業
鵜住居5 地区	事業の名称：鵜住居地区上水道整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～31年度 種類：上水道整備事業
片岸6 地区	事業の名称：片岸地区公共下水道整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～31年度 種類：公共下水道整備事業

	鵜住居 6 地区	事業の名称：鵜住居地区公共下水道整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～31年度 種類：公共下水道整備事業
	箱崎 2 地区	事業の名称：箱崎半島2号線道路事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～27年度 種類：道路事業
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	室浜 2 地区	事業の名称：室浜地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：室浜漁港（第1種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
	室浜漁港	事業の名称：室浜漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：室浜漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
	片岸 3 地区	事業の名称：産業用地整備事業 事業主体：(株)バイオ・パワー・ジャパン、釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
	片岸漁港	事業の名称：片岸漁港施設機能強化事業

	<p>事業主体：釜石市          実施区域：片岸漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり）          実施予定期間：平成24年度～27年度</p>
仮宿1地区	<p>事業の名称：仮宿地区漁業集落防災機能強化事業          事業主体：釜石市          実施区域：仮宿漁港（第1種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり）          実施予定期間：平成26年度</p>
仮宿漁港	<p>事業の名称：仮宿漁港施設機能強化事業          事業主体：釜石市          実施区域：仮宿漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり）          実施予定期間：平成24年度～27年度</p>
桑ノ浜2地区	<p>事業の名称：桑ノ浜地区漁業集落防災機能強化事業          事業主体：釜石市          実施区域：桑ノ浜漁港（第1種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり）          実施予定期間：平成24年度～27年度</p>
桑ノ浜漁港	<p>事業の名称：桑ノ浜漁港施設機能強化事業          事業主体：釜石市          実施区域：桑ノ浜漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり）          実施予定期間：平成24年度～27年度</p>
新浜町1地区	<p>事業の名称：新浜町地区漁業集落防災機能強化事業          事業主体：釜石市          実施区域：釜石港（第3種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり）          実施予定期間：平成24年度～27年度</p>
嬉石漁港	<p>事業の名称：嬉石漁港施設機能強化事業          事業主体：釜石市          実施区域：嬉石漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり）          実施予定期間：平成24年度～27年度</p>
平田漁港	<p>事業の名称：平田漁港施設機能強化事業          事業主体：釜石市          実施区域：平田漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり）          実施予定期間：平成24年度～27年度</p>
佐須1地区	<p>事業の名称：佐須地区漁業集落防災機能強化事業          事業主体：釜石市          実施区域：佐須漁港（第1種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり）          実施予定期間：平成24年度～27年度</p>

佐須漁港	事業の名称：佐須漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：佐須漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
花露辺2地区	事業の名称：花露辺地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：唐丹漁港（第2種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～26年度
白浜（釜石）漁港	事業の名称：白浜（釜石）漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：白浜（釜石）漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
大石1地区	事業の名称：大石地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：大石漁港（第1種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
大石漁港	事業の名称：大石漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：大石漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～26年度
片岸4地区	事業の名称：鶴住居地区海岸片岸地先海岸改修工事並びに二級河川鶴住居川水系鶴住居川改修工事（鶴住居川水門）及びこれに伴う市道付替工事 事業主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～29年度
<u>箱崎3地区</u>	<u>事業の名称：箱崎地区漁業集落防災機能強化事業</u> <u>事業主体：釜石市</u> <u>実施区域：箱崎漁港（第2種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり）</u> <u>実施予定期間：平成24年度～27年度</u>
<u>箱崎白浜3地区</u>	<u>事業の名称：箱崎白浜地区漁業集落防災機能強化事業</u> <u>事業主体：釜石市</u> <u>実施区域：白浜（鶴住居）漁港（第2種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり）</u> <u>実施予定期間：平成24年度～27年度</u>

5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）

平成23年度から平成31年度まで

6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号）

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	集団移転促進事業	根浜1地区	土地利用基本計画の森林地域	変更	1 (0.60)	2 (1.65)	
			地域森林計画区域	変更	0.60	1.65	
2	集団移転促進事業	小白浜1地区	土地利用基本計画の森林地域	変更	- (0.33)	3 (2.73)	
			地域森林計画区域	変更	0.33	2.73	
3	集団移転促進事業	荒川1地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		1 (1.08)	
			地域森林計画区域	変更		1.08	
4	都市施設の整備に関する事業	鵜住居2地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		11 (10.55)	
			地域森林計画区域	変更		10.55	
5	都市施設の整備に関する事業	鵜住居4地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		6 (6.39)	
			地域森林計画区域	変更		6.39	
6	集団移転促進事業	桑ノ浜1地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		1 (1.44)	
	その他施設の整備に関する事業	桑ノ浜2地区	地域森林計画区域	変更		1.44	
			保安林	解除		0.0187	
7	都市施設の整備に関する事業	箱崎2地区	地域森林計画区域	変更		3.02	
			保安林	解除		1.0531	
8	集団移転促進事業	箱崎白浜1地区	地域森林計画区域	変更		1.48	
	都市施設の整備に関する事業	箱崎白浜2地区					
9	集団移転促進事業	両石1地区	地域森林計画区域	変更		3.00	

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣 許可)	都市計画法			農地法 (知事 許可)	農振法	森林法		自然 公園法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第 1項・第 5条第1 項の農地 転用許可	第29条第 1項・第 2項の開 発許可	第43条第 1項の建 築許可	第59条第 1項から 第4項ま での都市 計画事業 の認可等	第4条第1 項・第5条 第1項の農 地転用許可	第15条の 2の開発許 可	第10条の 2第1項 の開発許 可	第34条第 1項・第 2項の許 可	第20条第 3項の許 可・第33 条第1項 の届出	法第39条 第1項の 許可	第37条第 1項の許 可等
1	市街地開発事業	片岸1 地区	○ ○										
		鶉住居1 地区	○ ○										
		平田1 地区	○ ○										
2	集団移転促進 事業	室浜1 地区	○ ○ ○										
		根浜1 地区	○ ○ ○										
		箱崎1 地区	○ ○										
		箱崎白浜1 地区	○ ○										
		桑ノ浜1 地区	○ ○ ○										
		両石1 地区	○ ○										

		尾崎白浜 1 地区	○											
		花露辺 1 地区	○											
		本郷 1 地区	○											
		小白浜 1 地区	○											
		荒川 1 地区	○											
13	その他施設の整備に関する事業	室浜 2 地区	○											
		佐須 1 地区	○											
		花露辺 2 地区	○											
			○											
		<u>箱崎 3 地区</u>	<u>○</u>											
		<u>箱崎白浜 3 地区</u>	<u>○</u>											

- (注) 1 本様式は、法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第 50 条第 1 項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第 9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

土地利用構想図 (1/3)

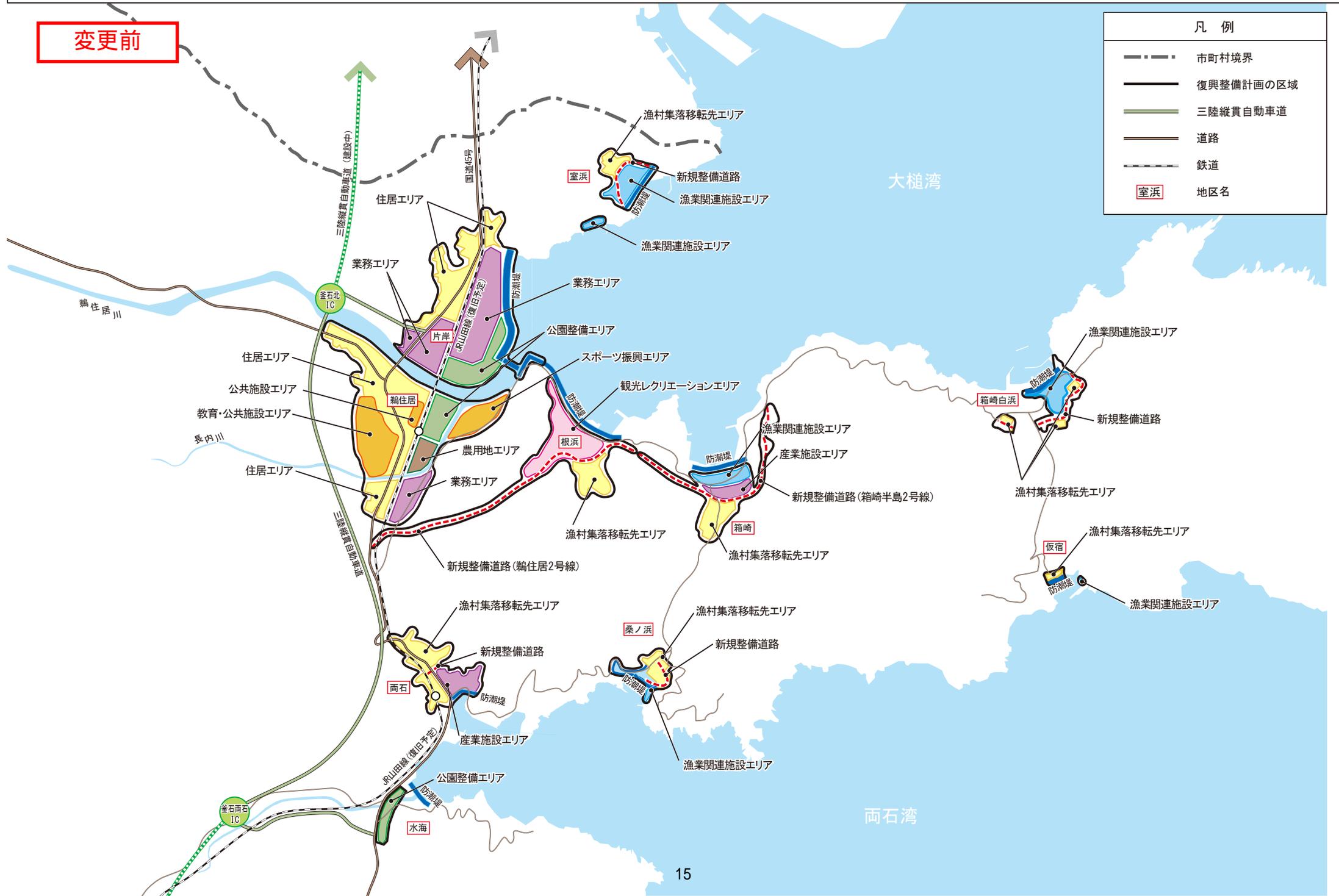
(室浜地区・片岸地区・鵜住居地区・根浜地区・箱崎地区・箱崎白浜地区・仮宿地区・桑ノ浜地区・両石地区・水海地区)

1:25,000



変更前

凡 例	
	市町村境界
	復興整備計画の区域
	三陸縦貫自動車道
	道路
	鉄道
	地区名



土地利用構想図 (1/3)

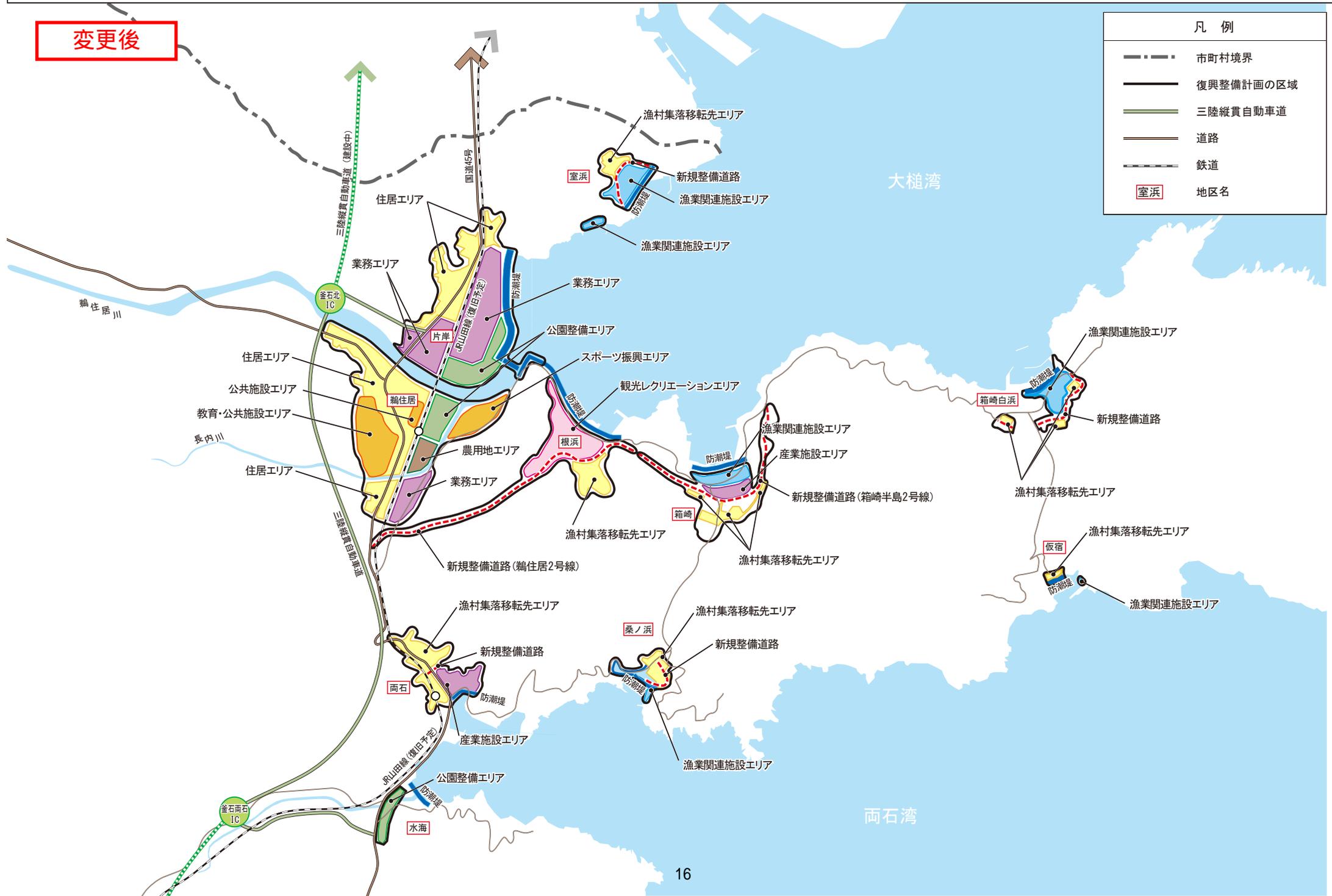
(室浜地区・片岸地区・鵜住居地区・根浜地区・箱崎地区・箱崎白浜地区・仮宿地区・桑ノ浜地区・両石地区・水海地区)

1:25,000



変更後

凡 例	
	市町村境界
	復興整備計画の区域
	三陸縦貫自動車道
	道路
	鉄道
	地区名



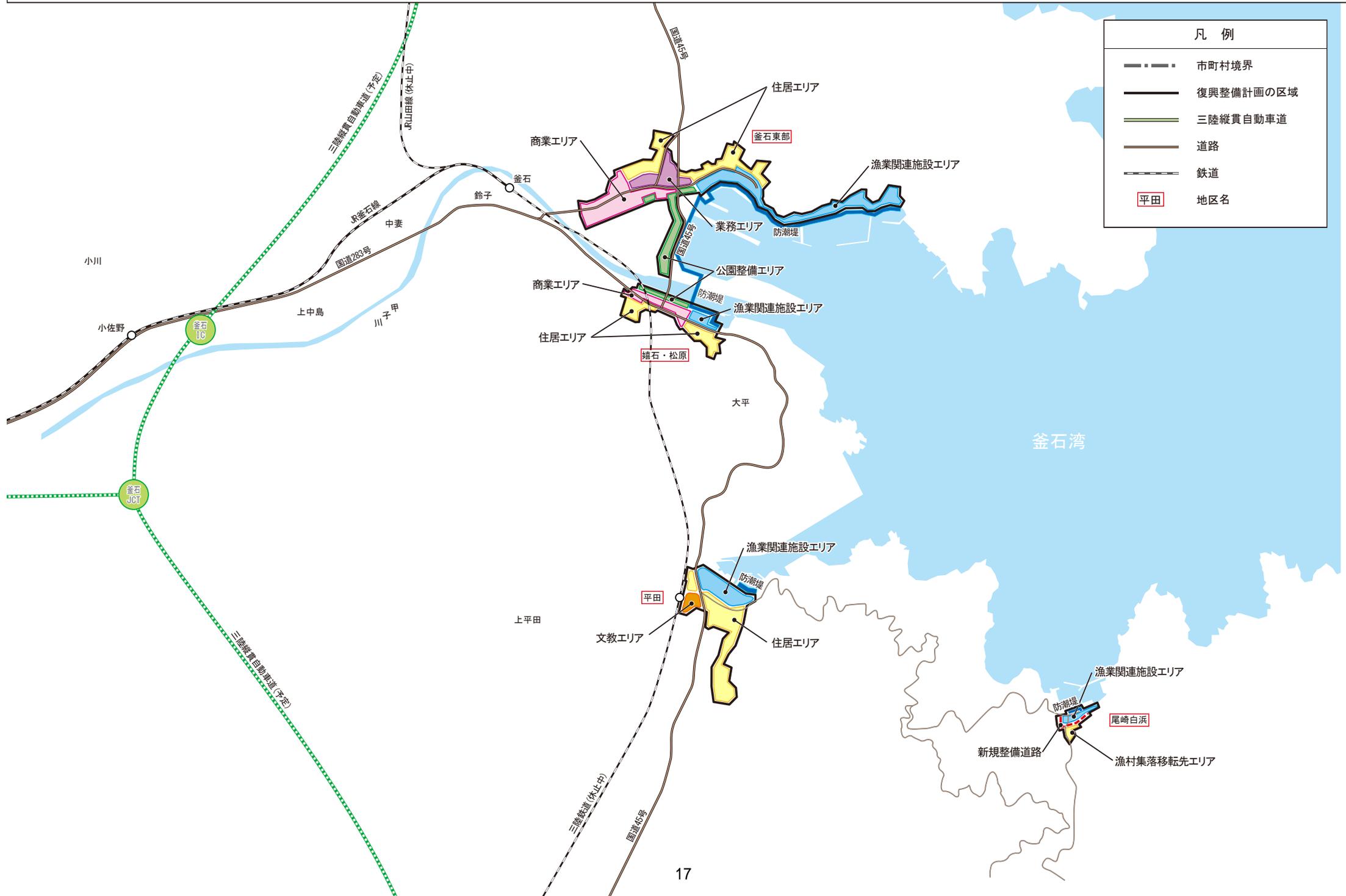
土地利用構想図 (2/3)

(釜石東部地区・新浜町地区・嬉石松原地区・平田地区・尾崎白浜地区)

1:25,000



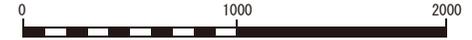
凡例	
	市町村境界
	復興整備計画の区域
	三陸縦貫自動車道
	道路
	鉄道
	地区名



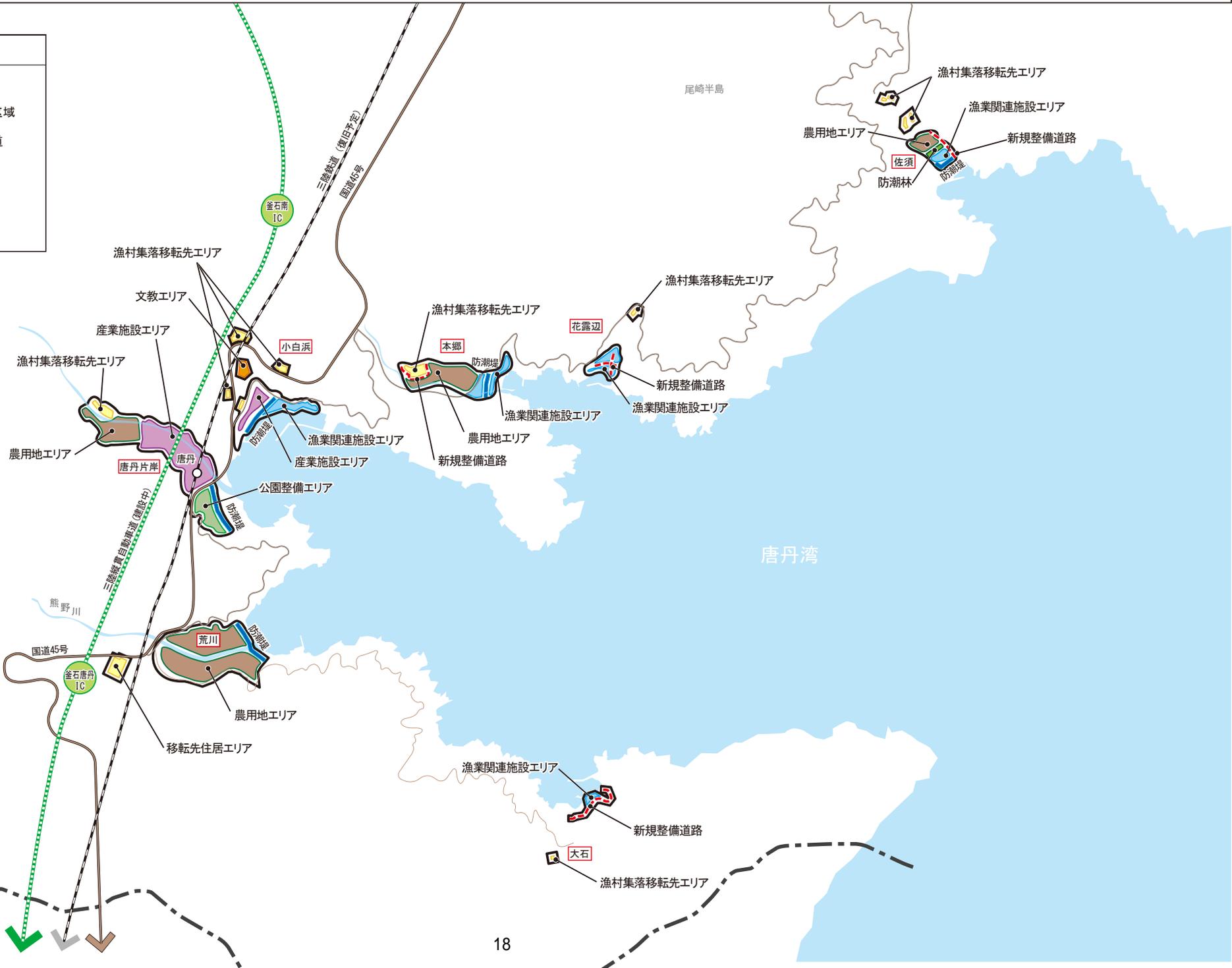
# 土地利用構想図 (3/3)

(佐須地区・花露辺地区・本郷地区・小白浜地区・唐丹片岸地区・荒川地区・大石地区)

1:25,000



凡 例	
	市町村境界
	復興整備計画の区域
	三陸縦貫自動車道
	道路
	鉄道
	地区名



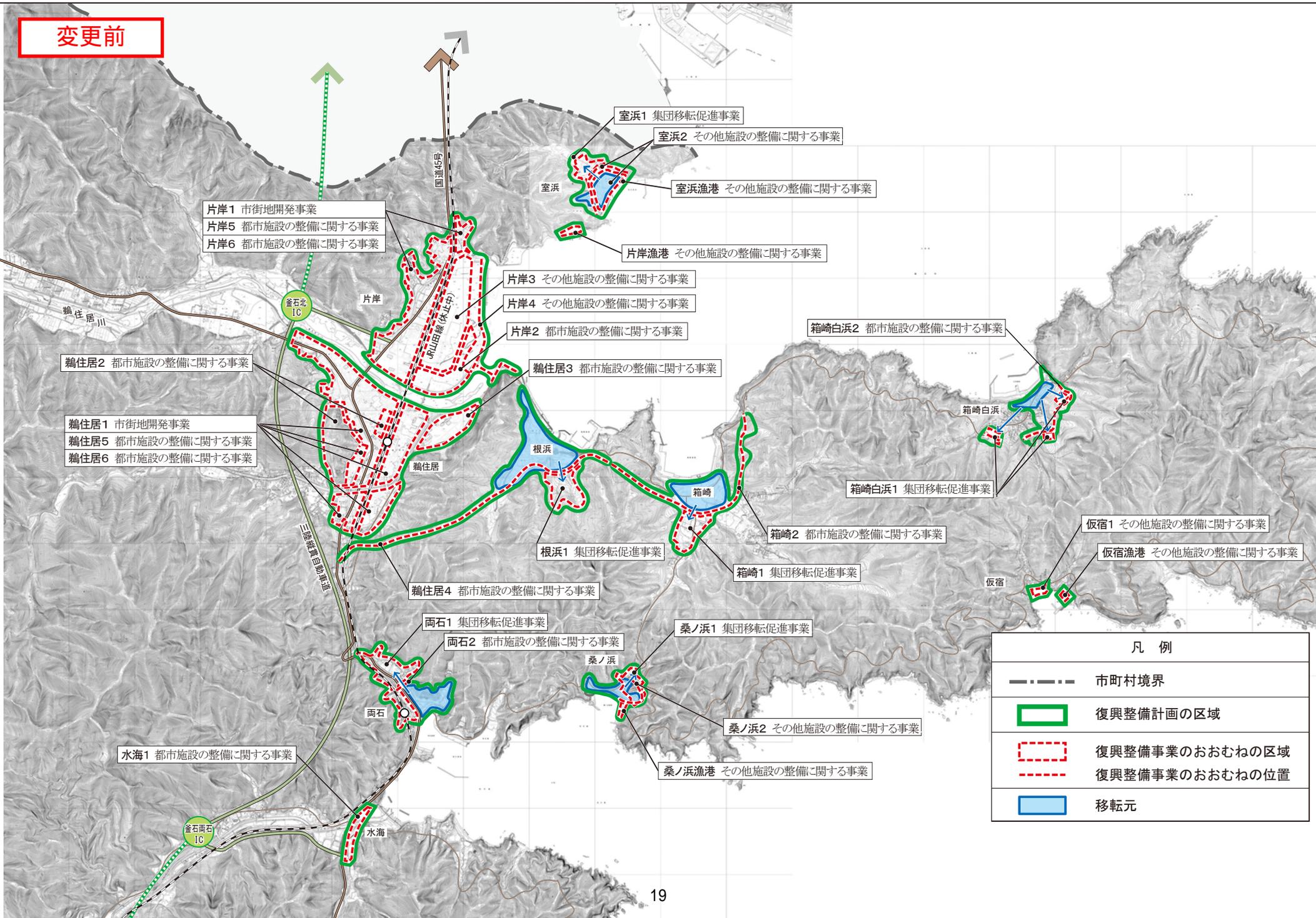
# 復興整備事業総括図 (1/3)

(室浜地区・片岸地区・鵜住居地区・根浜地区・箱崎地区・箱崎白浜地区・仮宿地区・桑ノ浜地区・両石地区・水海地区)

1:25,000



**変更前**



凡例	
	市町村境界
	復興整備計画の区域
	復興整備事業のおおむねの区域
	復興整備事業のおおむねの位置
	移転元

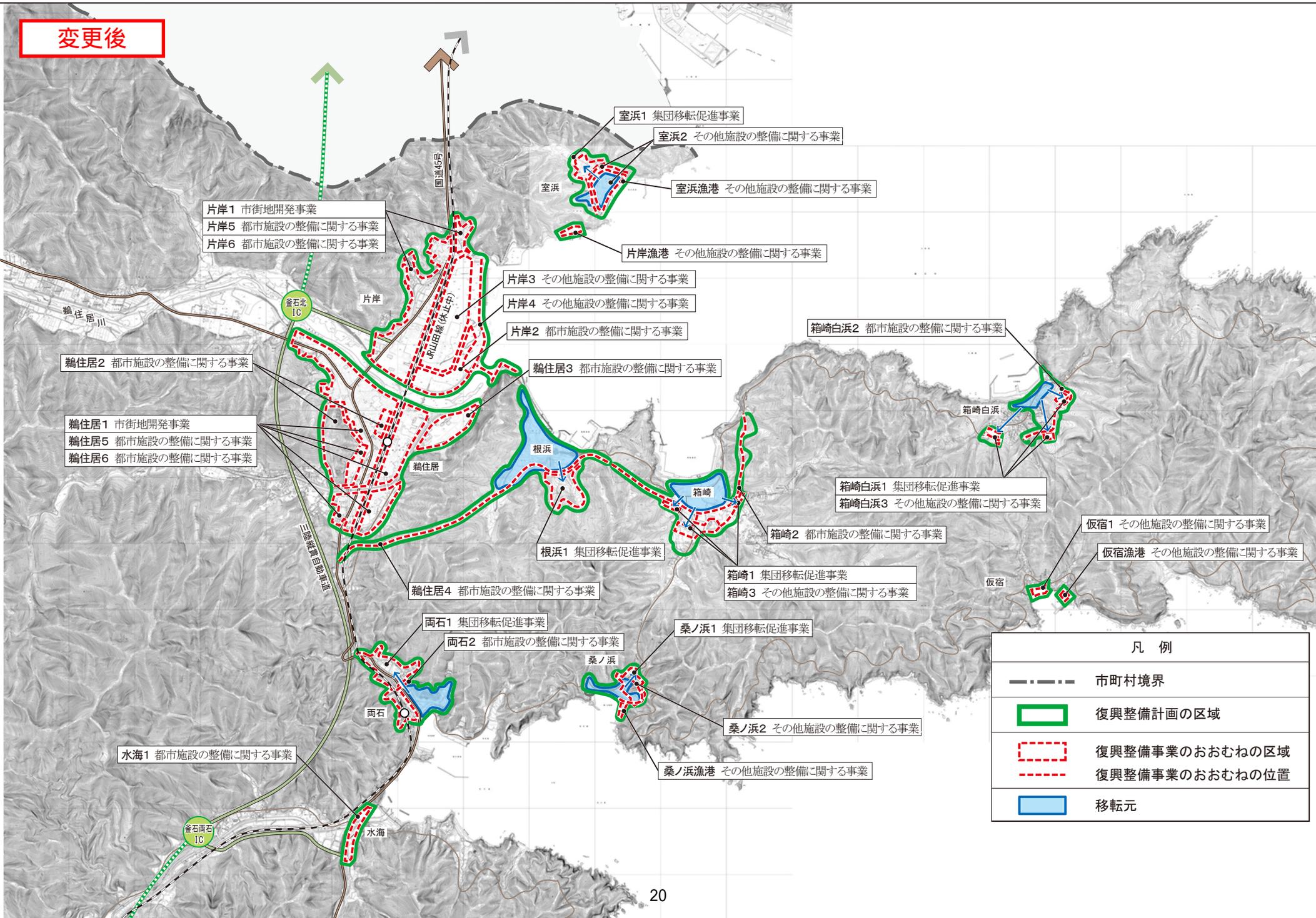
# 復興整備事業総括図 (1/3)

(室浜地区・片岸地区・鵜住居地区・根浜地区・箱崎地区・箱崎白浜地区・仮宿地区・桑ノ浜地区・両石地区・水海地区)

1:25,000



**変更後**

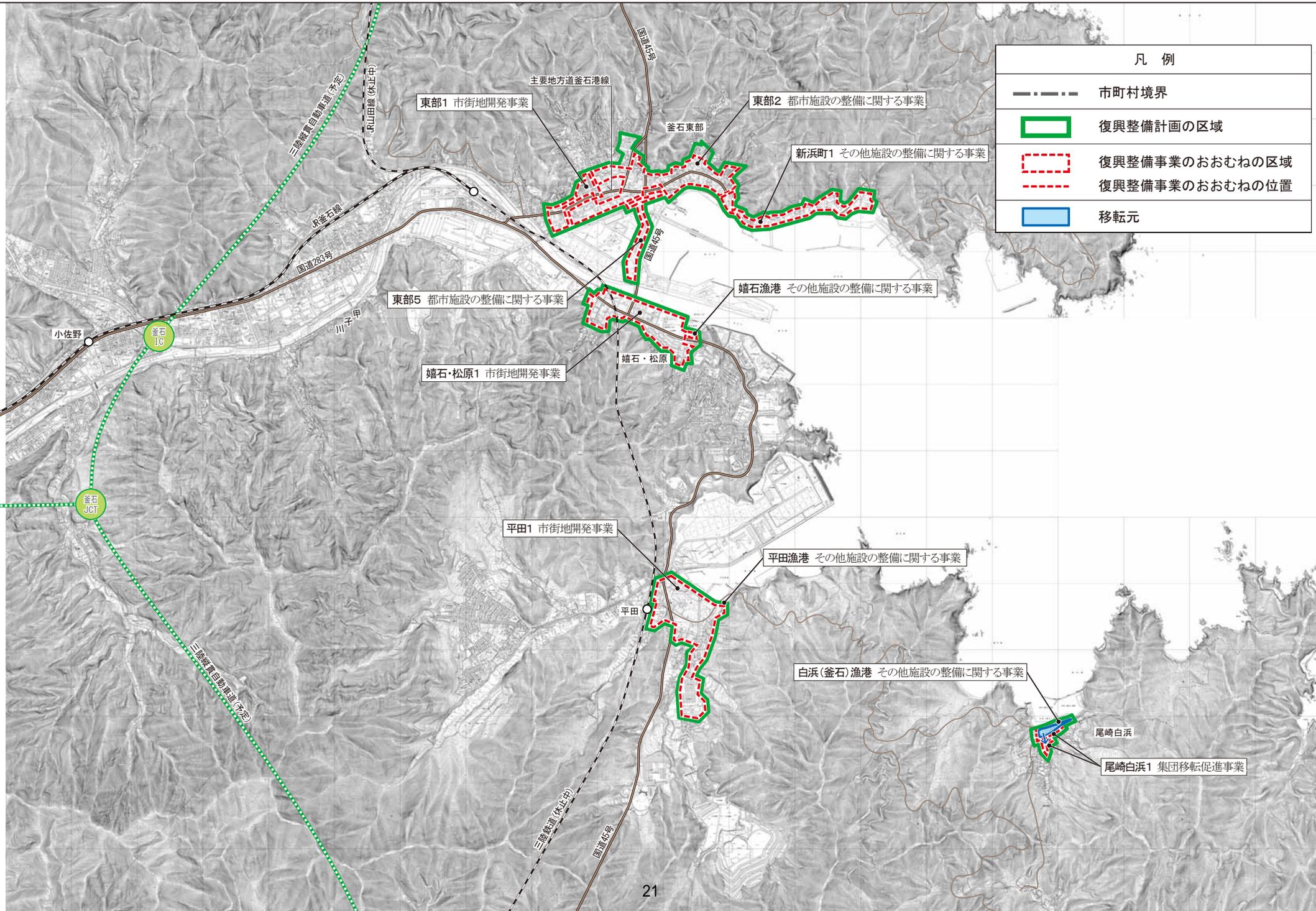


凡例	
	市町村境界
	復興整備計画の区域
	復興整備事業のおおむねの区域
	復興整備事業のおおむねの位置
	移転元

# 復興整備事業総括図 (2/3)

(釜石東部地区・新浜町地区・嬉石松原地区・平田地区・尾崎白浜地区)

1:25,000

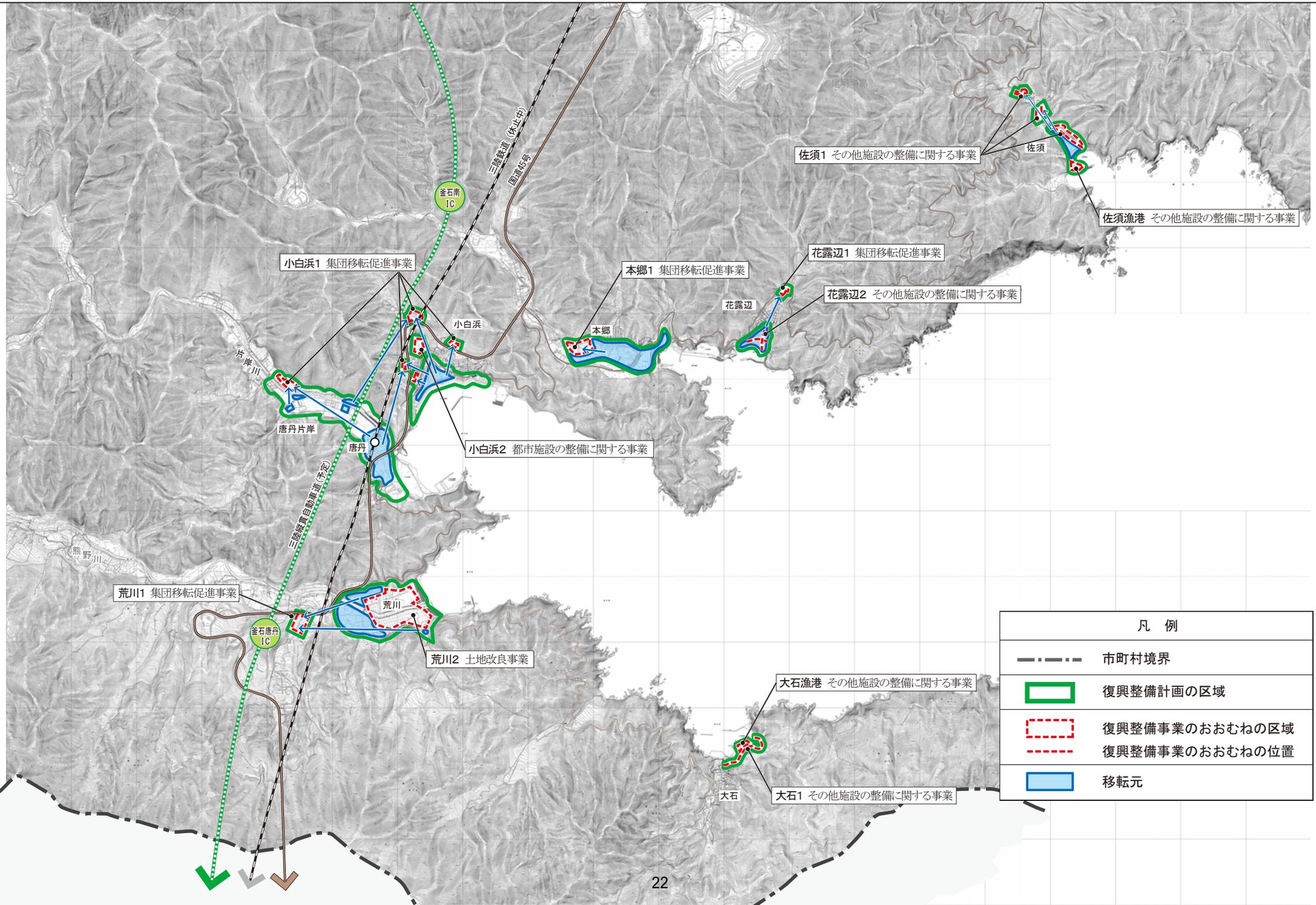


凡例	
	市町村境界
	復興整備計画の区域
	復興整備事業のおおむねの区域
	復興整備事業のおおむねの位置
	移転元

# 復興整備事業総括図 (3/3)

(佐須地区・花露辺地区・本郷地区・小白浜地区・唐丹片岸地区・荒川地区・大石地区)

1:25,000



凡 例	
	市町村境界
	復興整備計画の区域
	復興整備事業のおおむねの区域
	復興整備事業のおおむねの位置
	移転元

様式第 8 法第49条第 1 項及び第 4 項第 4 号・第 5 号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

<p>① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針</p> <p>○被災地域の農地（面積約53.5ha）については、原形復旧に加え、ほ場整備による区画整理（約8.3ha）、農地の集約化を進め、効率的な土地利用と営農の実現を目指す。</p> <p>○浸水被害を免れた栗橋地区、甲子地区では、農林畜産業の振興や地域ぐるみによる耕作放棄地の解消及び産地直売の取組を支援する。</p> <p>○安全・安心なグリーン・ツーリズムの展開による交流人口の活性化を推進する。</p>
<p>② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）</p> <p>○被災地域の農地のうち、下荒川地区（約8.3ha）では、農山漁村地域復興基盤総合整備事業（岩手県、H24年度～H27年度）の活用により、ほ場整備による区画整理・農地の集約化を図り、座談会等による話し合いを定期的で開催し、中核農業者と兼業農家との作業受委託及び共同化を促進する。その他の被災農地についても、他の土地需要との調整を図りつつ、唐丹片岸地区（約4.1ha）では、農地・農業用施設災害復旧事業（岩手県）により、農地として原形復旧することを基本とする。</p> <p>○栗橋地区、甲子地区では、産地直売所の新規設置等と連動した野菜・果樹等の園芸の振興や耕作放棄地を活用したそば等の作付拡大を推進する。</p> <p>○鶴住居地区でグリーン・ツーリズムの拠点施設の整備を検討する。</p>
<p>(注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。</p> <p>(2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。</p>
<p>2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項</p>
<p>① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）</p> <p>○住宅地等への農地転用は、被災前の状況を踏まえて必要最小限とするとともに、6次産業化による農業振興を図り、農地を確保する。</p> <p>○集団移転跡地の一部を農地として整備するとともに、耕作放棄地の発生抑制を推進し、農地の有効利用を図る。</p> <p>○農業の6次産業化推進と併せ、経営再開マスタープランを作成し、集落における農業経営のあり方について検討するとともに、集落の中心となる経営体の育成に努める。</p>
<p>② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）</p> <p>○被災地域の農地は、農地として復旧・復興することを基本とする。</p> <p>○農用地の利用調整を図り、集落を越えて作業受委託を行える体制づくりを行い、効率的な土地利用の推進を支援する。</p> <p>○佐須地区においては、移転跡地の農地利用を検討する。</p>

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり。

- (注) (1) ①の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし。

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行予定年度	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
片岸1地区	片岸地区	市街地開発事業	住宅地	22.7ha	3.9ha	—	—	釜石市	H24-H30	360人 (144世帯)	非線引き都市計画区域用途地域内・外	面積22.7ha 非線引き都市計画区域用途地域内・外 360人（144世帯）
鵜住居1地区	鵜住居地区	市街地開発事業	住宅地	49.1ha	10.4ha	—	—	釜石市	H24-H30	1,750人 (700世帯)	非線引き都市計画区域用途地域内	面積49.1ha 非線引き都市計画区域用途地域内 1,750人（700世帯）
平田1地区	平田地区	市街地開発事業	住宅地	22.7ha	3.3ha	—	—	釜石市	H24-H30	720人 (288世帯)	非線引き都市計画区域用途地域内	面積22.7ha 非線引き都市計画区域用途地域内 720人（288世帯）
室浜1地区	室浜地区	集団移転促進事業	住宅地	2.9ha	0.7ha	—	—	釜石市	H24-H27	24人 (10世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	面積4.1ha、非線引き都市計画区域の用途地域外、152人（79世帯）、 移転跡地：漁業関連施設用地
根浜1地区	根浜地区	集団移転促進事業	住宅地	3.8ha	1.6ha	—	—	釜石市	H24-H27	80人 (36世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域内	面積13.6ha、非線引き都市計画区域の用途地域内、100人（48世帯）、 移転跡地：観光レクリエーション用地
箱崎1地区・ <u>箱崎3地区</u>	箱崎地区	集団移転促進事業・ <u>その他施設の整備に関する事業</u>	住宅地	<u>3.5ha</u> 5.3ha	<u>0.8ha</u> 4.2ha	—	—	釜石市	H24-H27	<u>154人</u> 283人 <u>(58世帯)</u> (105世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	面積8.4ha、非線引き都市計画区域の用途地域外、 <u>213人(80世帯)</u> 283人（105世帯））、 移転跡地：漁業関連施設用地、 産業施設用地

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行予定年度	予定人口(世帯数)の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
箱崎白浜1地区・箱崎白浜3地区	箱崎白浜地区	集団移転促進事業・その他施設の整備に関する事業	住宅地	1.6ha 1.9ha	0.3ha 0.9ha	—	—	釜石市	H24-H27	44人 81人 (19世帯) (30世帯)	都市計画区域外	2.2ha 64人 面積2.0ha、都市計画区域外、81人 (31世帯) (30世帯)、移転跡地：漁業関連施設用地
桑ノ浜1地区	桑ノ浜地区	集団移転促進事業	住宅地	3.5ha	0.3ha	—	—	釜石市	H24-H27	37人 (14世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	面積1.7ha、非線引き都市計画区域の用途地域外、62人(29世帯)、移転跡地：漁業関連施設用地
両石1地区	両石地区	集団移転促進事業	住宅地	2.3ha	0.1ha	—	—	釜石市	H24-H27	220人 (110世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	面積4.5ha、非線引き都市計画区域の用途地域外、220人(110世帯)、移転跡地：産業施設用地
尾崎白浜1地区	尾崎白浜地区	集団移転促進事業	住宅地	0.4ha	0.3ha	—	—	釜石市	H24-H27	23人 (12世帯)	都市計画区域外	面積1.7ha、都市計画区域外、27人(16世帯)、移転跡地：漁業関連施設用地
花露辺1地区	花露辺地区	集団移転促進事業	住宅地	0.2ha	0.1ha	—	—	釜石市	H24-H27	37人 (13世帯)	都市計画区域外	面積1.4ha、都市計画区域外、47人(17世帯)、移転跡地：漁業関連施設用地
本郷1地区	本郷地区	集団移転促進事業	住宅地	1.0ha	0.4ha	—	—	釜石市	H24-H27	91人 (33世帯)	都市計画区域外	面積4.9ha、都市計画区域外、104人(38世帯)、移転跡地：農用地、漁業関連施設用地
小白浜1地区	小白浜地区	集団移転促進事業	住宅地	3.2ha	1.5ha	0.6ha	—	釜石市	H24-H27	295人 (119世帯)	都市計画区域外	面積2.9ha、都市計画区域外、186人(84世帯)、移転跡地：産業用地、漁業関連施設用地

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行予定年度	予定人口(世帯数)の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
荒川1地区	荒川地区	集団移転促進事業	住宅地	1.1ha	0.1ha	0.1ha	—	釜石市	H24-H27	52人 (19世帯)	都市計画区域外	面積5.2ha、都市計画区域外、52人(19世帯)、移転跡地：農用地等
室浜2地区	室浜地区	その他施設の整備に関する事業	道路	3.8ha	0.8ha	—	—	釜石市	H24-H27	—	非線引き都市計画区域の用途地域外	—
佐須1地区	佐須地区	その他施設の整備に関する事業	住宅地	1.3ha	0.1ha	—	—	釜石市	H24-H27	28人 (11世帯)	都市計画区域外	面積3.3ha、都市計画区域外、102人(26世帯)、移転跡地：農用地、漁業関連施設用地
花露辺2地区	花露辺地区	その他施設の整備に関する事業	道路	1.7ha	0.1ha	—	—	釜石市	H24-H26	—	都市計画区域外	—
計				<u>124.8ha</u> 126.9ha	<u>24.8ha</u> 28.8ha	0.7ha	—			<u>3,915人</u> 4,081人 <u>(1,586世帯)</u> (1,644世帯)		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。

- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

## 2 調整措置概要

地区名：片岸 1 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
開発地の汚水排水については、下水処理場に集水し処理のうえ河川に放流される。農業用水・排水については、既存施設からの配水・排水路が代替整備されるため、特段の支障がない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
必要に応じ、用途地域の指定を検討する。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名：鶴住居 1 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
開発地の汚水排水については、下水処理場に集水し処理のうえ河川に放流される。農業用水・排水については、既存施設からの配水・排水路が代替整備されるため、特段の支障がない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名：平田 1 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
開発地の汚水排水については、下水処理場に集水し処理のうえ河川に放流される。農業用水・排水については、既存施設からの配水・排水路が代替整備されるため、特段の支障がない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名：室浜 1 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
開発地の汚水排水については、個別の浄化槽処理の上、雨水排水とともに河川に放流される。農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名：根浜 1 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
開発地の汚水排水については、個別の浄化槽処理の上、雨水排水とともに河川に放流される。農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名：箱崎 1 地区・箱崎 3 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
開発地の汚水排水については、個別の浄化槽処理の上、雨水排水とともに河川に放流される。農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名：箱崎白浜1地区・箱崎白浜3地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
開発地の汚水排水については、個別の浄化槽処理の上、雨水排水とともに河川に放流される。農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名：桑ノ浜1地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
開発地の汚水排水については、個別の浄化槽処理の上、雨水排水とともに河川に放流される。農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名：両石 1 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
開発地の汚水排水については、個別の浄化槽処理の上、雨水排水とともに河川に放流される。農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名：尾崎白浜1地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
開発地の汚水排水については、個別の浄化槽処理の上、雨水排水とともに河川に放流される。農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名：花露辺1地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
開発地の汚水排水については、個別の浄化槽処理の上、雨水排水とともに河川に放流される。農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名：本郷1地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
開発地の汚水排水については、個別の浄化槽処理の上、雨水排水とともに河川に放流される。農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名：小白浜1地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
開発地の汚水排水については、個別の浄化槽処理の上、雨水排水とともに河川に放流される。農業用水・排水については、既存施設が利用でき特段の支障がない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名：荒川1地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
開発地の汚水排水については、個別の浄化槽処理の上、雨水排水とともに河川に放流される。農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名：室浜2地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名：佐須 1 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
開発地の汚水排水については、個別の浄化槽処理の上、雨水排水とともに河川に放流される。農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名：花露辺2地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。